

清代中国の朝貢国と互市国

松浦 章

要旨：清朝中国は中華帝国として諸外国との関係において伝統的な朝貢体制を堅持していた。ところが嘉慶年間になると従来の朝貢国とは別に、新たに互市国とを設けて区別した朝貢体制を樹立していく。東アジアに属する朝鮮国と琉球国は旧来の朝貢国であった。しかし日本は「鎖国体制」を堅持していたため、清朝中国の朝貢国ではなかった。そこで清朝は、嘉慶年間になると日本を朝貢体制の中の互市国として扱うようになったのである。

そこで本稿では、嘉慶時期の中国と東アジア諸国の朝貢国と互市国がどのようにであったかを明らかにしたい。

キーワード：清代中国 嘉慶年間 東アジア諸国 朝貢国 互市国

一 緒言

清朝中国は明朝の体制をほぼ継承して、伝統的な中華帝国を形成するが、朝貢体制もその一環であった。しかし、清朝の朝貢国は明朝中国の時代よりも多くは無く、朝貢国として扱われたのは朝鮮国、琉球国、安南国（後の越南国）などであった。

乾隆『大清會典』卷五十六、禮部、朝貢によれば、

凡四夷朝貢之國、東曰朝鮮、東南曰琉球・蘇祿、南曰安南・暹羅、西南曰西洋・緬甸・南掌。

¹

と、清朝中国の朝貢国として朝鮮、琉球、蘇祿、安南、暹羅、西洋、緬甸、南掌が掲げられていて、これらの諸国の貢期、貢道、貢物等について基本的な規定が記されている。²

ところが嘉慶『大清會典』卷三十一、禮部には、「四裔朝貢之國」と「餘國則通互市」との二種に分けているのである。³前者には朝鮮、琉球、越南、南掌、暹羅、蘇祿、荷蘭、緬甸、西洋が掲げられ、西洋諸国として博爾都嘉利亞國、意達里亞國、博爾都噶爾國、英吉利國が見られる。これに対して後者は“互市諸國”として日本国、港口國、柬埔寨國、柔佛國、亞齊國、呂宋國、莽均達老國、噶刺巴國、法蘭西國、瑞國、連國が列記されている。

そこで東アジア地域に属する朝鮮国、琉球国、日本国の三カ国の場合を取り上げ、朝貢と互市

¹ 『四庫全書』上海古籍出版社、619 冊 499 頁。

² 『四庫全書』619 冊、499-505 頁。

³ 『欽定大清會典（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第 64 輯、文海出版社、1355、1357 頁。

の問題を考え、⁴ 朝貢国と互市国との相違を具体的に考えてみたい。

二 清代嘉慶時期の中国と東アジアとの通交

嘉慶『大清會典』の禮部の条に記された東アジアにおける中国と朝鮮国、琉球国、日本国との関係について考えてみたい。嘉慶時代における朝貢国は使節を北京に派遣していたのに対して、互市国の日本の場合は、日本の長崎へ来航してきた貿易船“唐船”的隻数を一覧表にしてみた。

西暦	中国暦	朝鮮王	使節	琉球王	使節	日本暦	唐船
1796	嘉慶元	正祖 20	十・謝恩兼三節年貢使	尚溫 2	冬・慶賀使 王舅 正議大夫	寛政 8	5
1797	嘉慶 2	正祖 21	十・三節年貢兼謝恩使	尚溫 3		寛政 9	10
1798	嘉慶 3	正祖 22	十・三節年貢兼謝恩使	尚溫 4	秋・耳目官 正議大夫	寛政 10	9
1799	嘉慶 4	正祖 23	三・陳慰兼進香使 七・進賀兼謝恩使 十・進賀兼弊使	尚溫 5	秋・接貢船 正議大夫	寛政 11	5
1800	嘉慶 5	正祖 24	正・進賀兼謝恩使 閏四・陳奏兼請使 八・告訃兼奏請使 十一・歲弊兼謝恩使	尚溫 6	夏・冊封使 冬・帰國 謝恩使・王舅 紫金大夫 冬・耳目官 正議大夫	寛政 12	9
1801	嘉慶 6	純祖元	二・謝恩使 八・進賀兼謝恩使 十一・冬至兼陳奏使	尚溫 7		享和元	19
1802	嘉慶 7	純祖 2	十・奏請兼冬至謝恩使	尚溫 8	冬・耳目官 正議大夫	享和 2	11
1803	嘉慶 8	純祖 3	七・謝恩使 十・三節年貢使	尚成元	秋・接貢船 正議大夫	享和 3	8
1804	嘉慶 9	純祖 4	十・謝恩使兼冬至使	尚灝元	耳目官 正議大夫	文化元	11
1805	嘉慶 10	純祖 5	二・告訃使 閏六・問安使	尚灝 2		文化 2	12

⁴ 岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年3月、354~390頁)が、清朝の互市の問題を新視点から考察している。

			十・進賀兼謝恩使 十・謝恩兼冬至使				
1806	嘉慶 11	純祖 6	十・冬至兼謝恩使	尚灝 3	秋・耳目官 正議大夫	文化 3	5
1807	嘉慶 12	純祖 7	十・謝恩兼冬至使	尚灝 4	秋・接貢船 正議大夫	文化 4	7
1808	嘉慶 13	純祖 8	十・進賀謝恩兼冬至 使	尚灝 5	夏・冊封使 冬・帰國 冬・謝恩使 王舅 紫金大夫	文化 5	12
1809	嘉慶 14	純祖 9	七・聖節進賀兼謝恩 使 十・冬至兼謝恩使	尚灝 6		文化 6	11
1810	嘉慶 15	純祖 10	十・冬至兼謝恩使	尚灝 7	護送船	文化 7	11
1811	嘉慶 16	純祖 11	十・冬至兼謝恩使	尚灝 8		文化 8	11
1812	嘉慶 17	純祖 12	七・陳奏兼奏請使 十・冬至兼謝恩使	尚灝 9	耳目官 正議大夫	文化 9	13
1813	嘉慶 18	純祖 13	二・謝恩使 十・冬至兼謝恩使	尚灝 10		文化 10	13
1814	嘉慶 19	純祖 14	十・冬至兼謝恩使	尚灝 11	耳目官 正議大夫	文化 11	7
1815	嘉慶 20	純祖 15	十・冬至兼謝恩使	尚灝 12		文化 12	11
1816	嘉慶 21	純祖 16	十・冬至兼謝恩使	尚灝 13	耳目官 正議大夫	文化 13	14
1817	嘉慶 22	純祖 17	十・冬至兼謝恩使	尚灝 14		文化 14	6
1818	嘉慶 23	純祖 18	六・問安使 十・謝恩使 十・進賀兼冬至謝恩 使	尚灝 15	耳目官 正議大夫	文政元	5
1819	嘉慶 24	純祖 19	七・聖節進賀兼謝恩 使 十・冬至使	尚灝 16		文政 2	12
1820	嘉慶 25	純祖 20	十・冬至兼謝恩使 十一・陳慰兼進香使	尚灝 17	耳目官 正議大夫	文政 3	8
1821	道光元	純祖 21	正・進賀兼謝恩使	尚灝 18	護送船	文政 4	7

			四・告訃使 十・進賀謝恩兼陳奏 使 十・進賀謝恩兼歲弊 使				
--	--	--	---	--	--	--	--

- ・朝鮮国の北京への使節は『同文彙考補編』卷7、大韓民国文教部国史編纂委員会編纂『同文彙考』2、1978年12月、1728～1733頁によった。
- ・琉球国の北京への使節は『中山世譜』卷10、11、『琉球史料叢書』第4、井上書房、1962年7月、176～216頁によった。
- ・長崎来航唐船数は、『續長崎實錄大成』長崎文献社、1974年11月、197～221頁によった。

表1からも明らかなように、朝鮮国は毎年使節を北京に派遣していた。多い年には1年に4回、少ない年でも毎年1度は使節が朝鮮国の首都ソウルから北京に派遣されていた。琉球国の場合にはほぼ2年に1度の使節派遣が行われ、那覇から東シナ海を渡航して福建の福州に到り、十数名の使節が福州から北京へ上京したのであった。

これに対して日本へは毎年のように中国の貿易船が長崎に来航し、日本では“唐船”と呼称されていた。この嘉慶年間に長崎へ来航した唐船は、浙江省嘉興府平湖縣乍浦鎮から来航する中國帆船がほとんどで、一年間に数隻から10余隻であった。

三 朝鮮国と琉球国の朝貢と互市国との日本

嘉慶『大清會典』卷三十一、禮部の「凡入貢各定其期」によれば、

朝鮮每年四貢、於歲杪合進、琉球間歲一貢、越南二年一貢、…⁵

とあるように、朝鮮国は一年に4度の朝貢、琉球国は二年ごとに1度の朝貢とされた国であった。そしてその中国への経路は、同書の「與其道」に、

朝鮮貢道、由鳳凰城至盛京、入山海關。琉球由福建閩安鎮。⁶

と、朝鮮国の貢道は鴨緑江を越えて現在の遼寧省に入り山海関に到る陸路であった。これに対して琉球国は那覇から東シナ海を航行して福建省の閩江口に近い閩安鎮に到る海路を使う航程であった。

他方、日本国は、嘉慶『大清會典』卷三十一、禮部に“互市國”的一国として、

互市諸國、曰日本國、即倭子、在東海中、與中國貿易、在該國長崎島。⁷

とあるように、中国と日本との貿易は中国の国内では無く、日本の長崎で行われた。

これら3国の朝貢と互市の相違を次に検討してみたい。

⁵ 『欽定大清會典（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第64輯、1359頁。

⁶ 『欽定大清會典（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第64輯、1359頁。

⁷ 『欽定大清會典（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第64輯、1357頁。

1) 朝鮮国の朝貢

朝鮮国は毎年のように使節団を北京に派遣しているが、その使節団の構成に関して、清朝の規定である『大清會典』によれば、

朝鮮貢使、正副使各一員、以其國大臣或同姓親貴稱君者、充書狀官一員、大通官三員、護貢官二十四員、從人無定額、賞額凡三十名。⁸

とあるように、朝鮮国の朝貢使節は正使、副使、書狀官が各1名、大通官が3名、護貢官が24名と合計30名が規定の人員で、従者に関しては定数が無いとされていた。

これに対して、朝鮮国側の事情はどうであったろうか。朝鮮国王純祖の八年（1808）頃に完成したと言われる『萬機要覽』財用編五の燕使に、

仁祖乙酉、因勅諭、并冬至・聖節・正朝及歲弊、爲一行、每年六月都政差出。而都政雖差退、必於六月內差出。⁹

とある。仁祖乙酉（二十三年、1645）に清朝皇帝の勅諭により冬節、聖節、正朔の使節の人選は朝鮮国では、翌年の派遣に備え前年の六月のうちに員数を決定していた。

北京に派遣される人員は次の人々であった。

正使一員 副使一員 書狀官一員 堂上三員 上通事二員 質問通事一員 次上通事一員
歲弊領去官三員 歲弊米領去官二員 方物領去官七員 清學新遜兒一員 偶語別差員二員
醫員一員 寫字員一員 畫員一員 日官一員 軍官一員 彎上軍官二人 御醫員一員。¹⁰

これらが主要な人員で計33名となり、これが定例の朝貢の使節団の定員であった。時には他に特別な場合に別請譯官が1、2名また別遣譯官が加わった。

この他に、これらの定員を補佐する業務の人々がいた。それは、

驛卒 軍牢 奴子 驅人。¹¹

などであった。驛卒は、

咨文馬頭一名、方物馬頭二名、歲弊馬頭二名。正使書者馬頭・左牽籠馬頭・乾糧馬頭・日傘奉持各一名、引路二名、轎子扶囑四名、厨子二名、書狀官書者馬頭・左牽籠馬頭各一名、首堂上馬頭一名、以上兩西駅卒帶去。¹²

とあり、驛卒だけで22名にのぼった。さらに次の人員が必要であった。

軍牢、安州・義州各一名。

奴子、正使・副使各二名、書狀官一名、堂上譯官・上通事・掌務官・寫字官各一名。

⁸ 嘉慶『大清會典』卷三十一、「使各辦其數」の条。

『欽定大清會典（嘉慶）』文海出版社、近代中国史料叢刊三編、第64輯、1360頁。

⁹ 『萬機要覽』朝鮮總督府中枢院、1937年、697頁。

¹⁰ 『萬機要覽』697～698頁。

¹¹ 『萬機要覽』698～699頁。

¹² 『萬機要覽』698～699頁。

軍官・中堂上各一名、御醫・別啓請・別遣各一名。

驅人、驛馬・卜刷・刷馬・自騎馬・私持馬、皆有驅人。而名數隨馬匹增減。¹³

とあるような多数の人員が必要であり、最終的には使節団の構成員数は、

毎行、員人名數不同、而並計上下奉夫、則假令爲三百一、二十人。¹⁴

と、その人員は300名を越えて310から320名になったのである。

約300名の一団がソウルから北京を目指した。目的は中華の皇帝に対する朝貢であるが、朝鮮国側にも目的があった。中国との通好が最大の目標であるが、張存武氏が「使團除朝貢外交外、尚有商務・文化・情報・観光等多種任務、是一綜合性、多姿多彩的使團」¹⁵と指摘されたように、外交以外に貿易、文化交流、情報収集や観光などがあった。中国と朝鮮国との貿易は国境で行われた。清朝の規定では、

朝鮮與盛京八旗臺站官兵貿易、每歲於中江春秋二市、至寧古塔人往朝鮮會寧歲一市、庫爾喀人往来朝鮮慶源間歲一市、均由〔禮〕部具題。¹⁶

とある。清朝中国と朝鮮国との国境貿易は中江での春と秋の二回の交易、朝鮮の會寧での交易そして慶源での交易¹⁷が清朝禮部の許可のもとに行われていた。

それに対して、北京への使節団にも貿易が認められていた。清朝の規定は、

各國貢使附載方物、自出天力、攜至京城、於頒賞後、在會同館開市、或三日、或五日。惟朝鮮・琉球不拘限期。¹⁸

とあるように、使節団が北京での滞在する會同館において開催される開市があった。¹⁹

2)琉球国の朝貢

琉球国の場合においても清朝もほぼ明朝の規定を踏襲し、次のようにあった。

順治六年請貢、八年進貢、定貢期二年一次、貢道由福建閩縣。²⁰

順治六年（1649）に琉球国から朝貢を求められ、清朝は同八年（1651）に琉球国の朝貢を二年に一度とすることと、朝貢の行程は福建の閩縣からに定められた。そして順治十一年（1654）に

¹³ 『萬機要覽』699頁。

¹⁴ 『萬機要覽』699頁。

¹⁵ 張存武『清韓宗藩貿易 1637～1894』中央研究院近代史研究所、1978年6月、24頁。

¹⁶ 『欽定大清會典（嘉慶）』1328頁。

¹⁷ 寺内 威太郎「李氏朝鮮と清朝との辺市について-1-会寧・慶源開市を中心として」『駿台史学』第58号、1983年3月、1-24頁。寺内 威太郎「李氏朝鮮と清朝との辺市について-2-会寧・慶源開市を中心として」『駿台史学』第59号、1983年9月、35-51頁。

¹⁸ 『欽定大清會典（嘉慶）』1328頁。

¹⁹ 畑地正憲「清朝と李氏朝鮮との朝貢貿易について一特に鄭商の盛衰をめぐって一」『東洋学報』第62巻第3・4号、1981年3月、286-319頁。

²⁰ 康熙『大清會典』七二、朝貢、琉球国、『近代中国史料叢刊三編第72輯、『大清會典（康熙朝）』文海出版社、3719頁。

は、

令二年一貢、進貢人數、不得過一百五十人、許正副使二員、從人十五人名入京、餘俱留邊聽賞。²¹

とあり、船舶の規定が明確になるのは康熙二十八年（1689）のことである。

康熙『大清會典』卷一〇四、禮部四八、琉球國の条に、

〔康熙〕二十八年、題准、琉球國進貢、兩船人數、准其增添、共不過二百名、接貢一船、亦免收稅、合三隻之例。²²

とあるように、琉球国の中国への“進貢船”の派遣は2隻、人員は200名を越えず、使節が北京への公務を終えて福州に戻ってきた時に、帰国する使節を迎えるために琉球国から派遣される“接貢船”は1隻と定められ、これら3隻が積載する貨物の取引は免税とされていた。

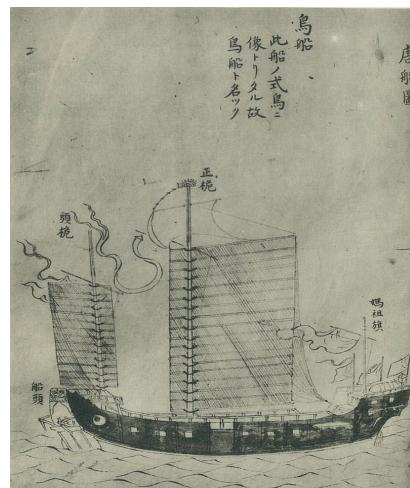
琉球国から中国へ派遣された朝貢船の船舶としての特徴は、康熙六十年（1721）刻本の徐葆光『中山傳信錄』卷六、舟に、その船式すなわち船舶の形状を次のように指摘している。

貢舶式、畧如福州鳥船。²³

とあるように、福州で造船される“鳥船”に類似していたとされる。鳥船とは江戸時代の長崎貿易にも来航していた中国商船であり、大型の鳥船が使われていた。²⁴



西川如見『増補華夷通商考』卷二、福州船圖



『長崎志正編』長崎文庫刊行会
1928年1月、354頁所収写真

福州に来航した琉球使節は、清朝官吏に伴われ上京すなわち北京に向かったのであった。嘉慶四年（1700）の江蘇巡撫岳起の奏摺によれば、

²¹ 『近代中国史料叢刊三編』第72輯、『大清會典（康熙朝）』3720頁。

²² 『近代中国史料叢刊三編』第78輯、『大清會典（雍正朝）』文海出版社、6984頁。

²³ 『国家図書館蔵琉球資料匯編』中冊、北京図書出版社、2000年10月、515頁。

²⁴ 松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、264～276頁。

再查琉球國遣陪臣向國垣等、恭進嘉慶三年表文貢物、經福建撫臣派員伴送進京、咨會委員接護、并准禮部咨務、令於年内到京、奴才隨飭委、經過之蘇糧常鎮淮揚淮徐各道、親詣所轄入境地方、探明迎護、並飭沿途地方官、妥速應付去後、茲據蘇松督糧巡道李奕疇等、先後稟報、琉球國陪臣向國垣等、於十一月十五日、入江蘇吳江縣境、協同派出之武職、一路小心照料、十二月初二日、護送出宿遷縣境、交替東省委員接護前進沿途地方官應付、無悟陪臣及跟役人等、亦俱安靜等情、查該陪臣等行走迅速、計程年内、即可到京、理合附片奏聞。²⁵

とあり、嘉慶三年度の朝貢使向國垣等は福建委員に伴われて嘉慶三年十一月十五日（1799年12月11日）に江蘇省吳江縣に入境し、十二月初二日（12月27日）には徐州府の宿遷縣境に到っている。この間の陸路では約405km²⁶を17日間で走破した。一日24kmほどの速度であったことになる。

嘉慶二十年（1815）二月二十日付け直隸總督那彥成の奏摺によれば、

再琉球國貢使向斌等回國、于二月初八日出京、先經奴才派委候補理事通判福克金布、天津鎮標葛、沽營遊擊李達成前往等、候迎護、前據營報、于二月十三日、護送出直隸景州境、交山東德州接護前進、沿途行走、極其安靜、一切車馬、供應均無貽悞等情、前來理合、附片奏聞。²⁷

とあり、嘉慶二十年度の朝貢使節向斌等は二月初八日に、候補理事通判福克金布に伴われ北京を出発し、嘉慶二十年二月十三日に直隸省南部の山東省と省境を接する河間府の景州に達した。その後は山東の委員と交替して山東省濟南府の德州において山東省の官員と交替して帰路を進むことになっていた。この経路から見る限り、北京から大運河を利用して南下する行程であったことは確かである。

しかし必ずしも大運河に沿って行程を進めたわけではない。嘉慶二十三年（1818）十二月初四日付け山東巡撫和舜武奏摺によれば、

奴才前淮閩省督撫、臣咨會沿途、接護琉球國貢使等因、奴才即經、飛飭入境首站之鄒城縣、查探一面、飭委濟東道岳齡、安星駛前赴江南交界處所、迎探接護、並飛飭經過各州縣、將應付事宜、照例先行伺備、一俟該貢使抵境、立即應付、護送前進、茲據該道岳齡安票、報閩省文武委員、護送琉球國表章貢品等項、正副使臣毛維新等、於十一月二十六日、行抵鄒城縣境、當即接前進、該貢使等行走、極為安靜等情、奴才現復分飭沿途各屬、安為應付、並催令迅速儻行、務於封印、以前到京、勿任稍有停滯、除咨明直隸督臣、飭屬接護外、所有貢使行抵東境日期、並委員接護緣由、理合恭摺具奏。²⁸

とあるように、嘉慶二十三年（1818）の朝貢使節は、山東省の南部では大運河から離れて沂州府

²⁵ 『清代中琉關係檔案選編』309頁。

²⁶ 『中国交通營運里程圖集』人民交通出版社、2001年4月、90頁。

²⁷ 『清代中琉關係檔案選編』472頁。

²⁸ 『清代中琉關係檔案選編』516頁。

の鄰城縣境から山東省に入境している。

3)日本国との互市

これに対して日本国はどのように認定されていたのであろうか。嘉慶『大清會典』卷三十一、禮部に、

互市諸國、曰日本國、即倭子、在東海中、與中國貿易、在該國長崎島、與普陀東西對峙、由此達彼水程四十更、廈門至長崎、北風由五島入。南風由天堂入、水程七十二更。²⁹

と見える。互市諸国とされた日本については、貿易が日本の長崎で行われていると明確に記されている。浙江の舟山列島の東に対峙する地として、四十更の航程にある地とされた。

18世紀の中頃から幕末までのおよそ100年間は、浙江省嘉興府平湖縣乍浦鎮が対日貿易の中心地となつた。³⁰すなわち嘉慶年間は乍浦が対日貿易の基地であった。そのことは、道光『乍浦備志』卷十四、前明倭變に、清代の乍浦と日本との結びつきを明確に記している。

以彼國銅斤、足佐中土鑄錢之用、給發帑銀、俾官商設局、備船由乍浦出口、放洋採辦³¹
とあるように、日本産の銅が中国国内の銅錢貨幣を鑄造するための原料として必要であり、その銅を購入するために、官商を設けて乍浦から東を目指して日本へ赴いた。さらに同書には、船舶の運航形態に関して次のように記している。

尋分官・民二局、局各三船、每歲夏至後小暑前、六船裝載閩・廣糖貨、及倭人所需中土雜物、東抵彼國。³²

とあり、官局と民局が設けられ各局が三隻の船を毎年の夏至のあと小暑前に、計6隻の船に福建や廣東産の砂糖や日本人の求める中国の様々な品々をもって東の日本へ赴いたとされる。対日貿易船の運航の時期である夏至から小暑まで、現在の6月20日前後から7月上旬までの時期に相当する。このほぼ20日間に乍浦から日本に向けて出帆した。その航行の日程について、さらに同書に、

西風順利、四五日即可抵彼。否則十餘日三四十日不等。³³

とあり、西風が順調であれば4日から5日で日本に到着した。しかしそうでなければ10日から30-40日を要することもあった。そしてこれらの船の帰帆は、同書に、「九月中、從彼國裝載銅斤、及海帶・海參・洋菜等物回乍浦」³⁴とあるように、九月中に帰帆するのが恒で、日本産の銅

²⁹ 『欽定大清會典（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第64輯、1357頁。

³⁰ 松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、98~1117頁。

³¹ 『中国地方志集成・鄉鎮志專輯20』江蘇古籍出版社、上海書店、巴蜀書社、1992年7月、229頁。

³² 同書、229~230頁。

³³ 同書、230頁。

³⁴ 同書、230頁。

や昆布や干し海鼠などの海産乾物を積載して戻ってきたのであった。

そして、再び日本に赴く。同書に、

起貨過塘訖、仍復裝載糖貨等物、至小雪後大雪前、放洋抵彼、明年四・五月間、又從彼國裝載銅斤及雜物回乍。通年一年兩次、官辦銅斤共以一百二十萬觔爲額、每一次各船分載十萬觔。³⁵

とある。日本から帰帆して積荷の荷卸しが終わると、再び砂糖などの貨物を積載して小雪後から大雪前に、即ち現在の11月下旬から12月上旬までの20日間ほどに日本に向けて出帆し、翌年の四、五月頃にまた乍浦に戻るとの運航形態であった。この場合も日本から銅や様々な物を乍浦にもたらした。このように年に2回の帆船航運が行われていた。そして日本から中国へもたらされる銅は、年に120万觔であり、一艘当たり十万觔であったことを記している。

清代末期に乍浦から日本貿易に赴いた中国帆船豊利船の乗員が記録した「豊利船日記備査」が残されている。その咸豐二年（嘉永五、1852）末の記事に、中国商船の豊利船、得寶船、源寶船、吉利³⁶船の4艘が、乍浦から長崎へ出帆する様子が記されている。

【咸豐二年】十二月…（唐山作十一日）初十日，晴。辰刻外面有信，云一艘在羊角峙，一
艘在米澳，兩艘在五島，但王府尚皆未報。至戌正，豊利船有信寫來矣。

豊利補船 楊少棠 陶梅江
楊亦樵 頭心如 周少亭 醫生 沈寄梅

陳吉人

伙長 傅全使 買辦 毛五

舵工 傅毅使
陳強使 總哺 蔣順

總管 鄭行攀 剃頭 周文才

十一月廿八，乍開。

得寶船 項抱璫
顧子英 頭亮生 徐熙梅 楊友樵
居廷璋

項慎甫

伙長 高煒第 買辦 周長生

舵工 傅俊使
傅治使 總哺 鄒双

總管 林德奇 剃頭 蔣喜

十一月廿八日，乍開。

源寶船 江星齋
錢少虎 戴榮山
王安樞 江吟舫

伙長 陳九係 總管 林義輝

十二月初四，乍開。

吉利船 江星齋
錢春林 汪松坪
王蘭亭

³⁵ 同書、230頁。

³⁶ 吉利船：嘉永四年亥三番船、嘉永五年子五番船。官商王氏派遣了商船。

伙長 陳夙池 總管 林毅燦

十二月初四日，乍開。

春幫四艘回棹，吉利船于五月初二日首先進港，其余三船于初八日啣尾平順抵乍。

（唐山十五日）十四日，晴。巳刻館內各殿拈香。³⁷

とあるように、「乍開」とあるのは乍浦からの開船の意味であり、その乍浦から長崎へ向け貿易船が出帆した。豊利船、得寶船、源寶船、吉利船は、長崎に入港してそれぞれ嘉永五年（咸豐二、1852）の子二番船、子三番船、子四番船、子五番船³⁸となった。

このように、乍浦は清朝の雍正年間頃から長崎貿易への出帆地として注目され、乾隆年間以降はその中心としての地位が不動のものとなっていった。

乍浦から帰帆した中国帆船によってもたらされた1828年（文政十一、道光八）の長崎暴風雨の情報が、広州で刊行されていた英語紙 “The Canton Register” に掲載された³⁹ことが知られるように、乍浦と日本との繋がりは極めて深かった。

四 小結

上述のように、嘉慶『大清會典』の禮部の朝貢に関する規定は、それまでの乾隆『大清會典』の記述に相違し、新たに「四裔朝貢之國」と「餘國則通互市」とに三分され明記されたのである。

とりわけ東アジアに位置する朝鮮国と琉球国が朝貢国であったのに対して、日本は朝貢國の外に置かれていたが、「餘國則通互市」として最初に明記され取り扱われるようになった。

なぜ日本国が新たに互市国として位置づけられたのであろうか。それを考える要因として漂流民の本国送還の問題を考える必要があろう。『聖祖實錄』卷一六〇、康熙二十三年（1693）九月辛亥（十日）の条に、

兵部議覆、廣東・廣西總督石琳疏言、風飄日本國船隻、至陽江縣地方、計十二人、請發回伊國、應如所請、得旨、外國之人、船隻被風飄至廣東、情殊可憫、著該督撫量給衣食、護送浙省、令其歸國。⁴⁰

とあるように、廣東省に漂着した朝貢国でも無い日本の難民を浙江省に送って、本国に送還させるという。中華の皇帝として外夷に対する慈愛の姿勢を示している。

海難難民の救済に関しては、嘉慶『大清會典事例』卷四百、禮部では、「拯救」に見られる。崇徳二年（1637）に中国人の朝鮮漂着から本国送還に関する規定から始まり、嘉慶十五年（1810）

³⁷ 松浦章編著・卞鳳奎編譯『清代帆船東亞航運史料彙編』樂學書局（台北）、2007年2月、214～215頁。

³⁸ 松浦章『清代海外貿易史の研究』326、332、333、334頁。

³⁹ 松浦章「The Canton Register に掲載された 1828 年長崎暴風雨」『アジア文化交流研究』第 2 号、2007 年 3 月、73～89 頁。

⁴⁰ 『清實錄 五（聖祖實錄二）』中華書局、1985 年 9 月、755 頁。

の朝貢国である暹羅国使節の海難の救助まで列記されるが、上記の『聖祖實錄』の記述は見られず、嘉慶『大清會典事例』卷四百、禮部、「拯救」では二件の日本人救濟の記事が見られる。

〔乾隆〕三十二年、日本國人十八名、遭風飄至呂宋國宿霧地方、因該處向無日本往來船隻、適有海澄縣船戶、在彼貿易、順帶回閩、經該撫照例撫卹、覓船載往寧波、附搭日本貿易船隻回國。⁴¹

〔嘉慶二年〕又奏准、日本國人三名、遭風飄至吉林地方、船隻貨物、俱經飄沒、該將軍照例撫卹、送京安插、交浙省便員帶回、令該督撫轉附便船回國。⁴²

前者は呂宋の宿霧地方に漂着した日本人が福建海澄の船で福建に送られ、福建から浙江へ送り、日本へ赴く中国の貿易船により本国送還されたもので、後者は吉林地方に漂着した日本人3名が、やはり浙江省に送られ、本国帰還が可能となったことを例示している。これは朝貢国以外の事例としては珍しいものである。

このように、清朝中国にとって広範な意味での朝貢体制の中に、それまで朝貢国ではない日本を「互市國」として組み込まざるを得ない時代状況や国際環境があったのではないか。清朝は、「鎖国体制」を堅持する日本を互市国の一国と言う形態に位置づけて朝貢体制に組み込むことで、中華帝国の朝貢体制を維持する体制を堅持したものと考えられる。

⁴¹ 『欽定大清會典事例（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第67輯668冊、文海出版社、8143頁。

⁴² 『欽定大清會典事例（嘉慶朝）』近代中国史料叢刊三編、第67輯668冊、8146頁。